

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域計画の変更案を定めたので、同条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、地域計画の変更案に対し、飯塚市の住民は下記4により意見を提出することができる。

令和8年2月24日

飯塚市長 武井政一

1 地域計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年2月24日

至 令和8年3月9日

2 地域計画の変更案の縦覧場所

飯塚市 経済部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 穎田支所 経済建設課

飯塚市ホームページ

3 地域計画の変更案の地区（15地区/全60地区）

別紙地域計画の変更案の地区一覧のとおり

4 意見の記載内容

(1) 意見書の提出方法

持参又は郵送（縦覧期間内の消印有効）

(2) 意見書の提出期限

地域計画の変更案の縦覧期間満了の日までとする。

(3) 意見提出の注意事項

書面による提出とし、口頭での意見は受けられない。地域計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

5 意見の提出先

飯塚市 経済部 農林振興課

飯塚市 穂波支所 経済建設課

飯塚市 筑穂支所 経済建設課

飯塚市 庄内支所 経済建設課

飯塚市 穎田支所 経済建設課

地域計画の変更地区一覧

No.	地域名	集落名	変更
1	上三緒	上三緒 1・2、上三緒 3・4	
2	下三緒、柏の森、立岩	下三緒 1・4、下三緒 2・3、柏ノ森、立岩	○
3	徳前、菰田	徳前、菰田	○
4	鶴三緒	鶴三緒	
5	鯰田	鯰田浦田、箕子町、畝割、上本町	
6	川島	川島	
7	横田	横田、中央	○
8	相田	相田、上相田、開拓、大山	
9	川津	川津	○
10	伊岐須	伊岐須	
11	伊川	東伊川、西伊川、乙丸	
12	幸袋	幸袋	
13	目尾	目尾	
14	柳橋	柳橋	
15	津島	津島	
16	中	中、三軒屋	
17	庄司	庄司 1、庄司 2、庄司 3	
18	蓮台寺	蓮台寺	
19	建花寺	古野、本村	
20	大日寺	大日寺上村、大日寺下村	○
21	花瀬	花瀬	
22	明星寺北	北谷	
23	明星寺南	南谷	
24	八木山	八木山 1、八木山 2	
25	潤野	潤野上区、潤野下区	
26	堀池	堀池	○
27	秋松	秋松、秋松西	
28	忠隈	忠隈	
29	南尾	南尾	
30	平恒	平恒	
31	楽市、天道	楽市、楽市東	○
32	太郎丸	太郎丸一区、太郎丸二区	○

33	椋本	椋本	
34	安恒	安恒	○
35	椿	椿	
36	弁分	弁分	○
37	小正	小正	○
38	枝国、若菜	枝国	
39	久保白	久保白	
40	高田	高田	○
41	舎利蔵	舎利蔵、本谷	
42	津原	津原、見田	○
43	阿恵	湯の浦、四郎丸、阿恵	
44	筑穂元吉	元吉浦田、栄町、筑穂元吉	
45	山口	茜屋、米の山、山口	
46	馬敷	下馬敷、上馬敷	
47	大分、北古賀	大分、氷屋、鶯塚、黒石、北古賀、吉田	
48	長尾	長尾	
49	平塚	平塚、出雲	
50	内住	大野、久保山、内住、切畑	
51	内野	下揚、三町、開拓組合、上揚	
52	弥山	弥山、君ヶ畑	
53	桑曲	桑曲	
54	庄内上区	高倉、赤坂、入水、山倉、筒野	
55	庄内中区	赤松、綱分本村、安丸、立	○
56	庄内下区	有安、多田、仁保、大門、庄内元吉、有井	○
57	勢田	北勢田、下勢田、上勢田、東勢田	
58	口原	口原、大畑	
59	佐與	東佐与、西佐与	
60	鹿毛馬	烏尾、牧野、鹿毛馬中	